

一般不定期航路事業者登録簿

登 録 番 号	東海一不第90号
登 録 年 月 日	令和8年9月3日
氏 名 又 は 名 称	株式会社河崎海事
代 表 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合)	河崎 宏明
住 所	愛知県知多郡武豊町字一号地3番地の6
航路の起点、寄港地 及び終点又は航行する水域	①衣浦港～海上工事現場 ②常滑港～海上工事現場 ③名古屋港～海上工事現場 水域:和歌山県那智勝浦町梶取崎から90度にひいた線及び神奈川県三浦市安房崎から180度にひいた線及び陸岸から5海里の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項第2号、3号、4号、5号、6号の水域
係留施設の名称及び位置	武豊岸壁、武豊北ふ頭1号物揚場、武豊北ふ頭2号物揚場、中央ふ頭南南ふ頭1号物揚場、中央ふ頭西西1号物揚場、富貴地区富貴物揚場→愛知県知多郡武豊町(衣浦港内) 常滑地区鯉江新開岸壁、常滑地区鯉江新開棧橋、常滑地区市場岸壁、りんくう地区りんくう岸壁→常滑港内 ガーデンふ頭→名古屋港内

第八号様式〔第23条の6、第23条の10関係〕

[illegible]

第八号様式〔第23条の6、第23条の10関係〕

[illegible]

第八号様式〔第23条の6、第23条の10関係〕

[illegible]